

黒石市景観計画 全 市

平成 27 年 8 月

黒 石 市

序章 景観計画策定の目的

- 1. 景観計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 景観計画の位置づけと対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 黒石市の景観特性

- 1. 黒石市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 黒石らしい景観をかたちづくる要素・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 黒石の景観特性と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第2章 景観づくりの目標

- 1. 景観づくりの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2. 景観づくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

第3章 景観づくりの基本方針

- 1. 景観づくりの基本方針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 2. 景観づくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 3. 景観づくりの進め方に関する方針・・・・・・・・・・・・・・ 75

第4章 共有、参加、協働による景観づくり

- 1. 市民が育む景観づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 2. くろいし景観資産による景観づくり・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 3. 景観づくり推進地区での景観づくり・・・・・・・・・・・・・・ 82

第5章 景観法を活用した景観づくり

- 1. 建築物等の景観づくり基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 2. 屋外広告物の景観づくり基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- 3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定・・・・・・・・・・・・ 92
- 4. 公共施設による景観づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96

第6章 景観づくりの推進

- 1. 景観づくり事業の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 2. 景観づくりの体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

序

景観計画策定の目的

1. 景観計画策定の目的

黒石市は、中心市街地の歴史・文化資源と市の約8割を占める山々と山裾に広がるりんご畑や、浅瀬石川の清流、広大で豊かな岩木山を望む田園によって形成される風景が魅力となっています。特に、雄大な津軽平野の眺めを象徴する岩木山は、我々の生活の中で美しく見える視点場を誰もが思い描くことができるであろう、本市にとってかけがえのないシンボルです。さらに、八甲田山系をはじめとする自然環境や城下町らしい歴史あるまち並み、また四季の祭りが行われている景観は、市民の暮らしを豊かにするとともに、多くの訪れる人々を惹きつけるものとなっています。

これまで本市では、黒石の魅力の再認識のために『くろいし魅力百選』の選定、中町こみせ通りにおける伝統的建造物群保存地区の選定等、魅力ある景観の保存・活用に取り組んできました。

しかし、近年のライフスタイルの変化や都市化の進展等により、中心市街地の空洞化や歴史的なまち並みの喪失が進行し、黒石らしい景観の質的な低下を招いています。また、大規模な工作物による岩木山への眺望を阻害する要因も生じています。

このような状況を踏まえ、今後、地域の魅力を総合的に高め、活力やにぎわいのあるまちづくりを進め、黒石らしい良好な景観を保全・形成することを目的として、「黒石市景観計画」を策定しました。

2. 景観計画の位置づけと対象

1) 景観計画の位置づけ

本計画は、第5次黒石市総合計画を具体化する計画として、黒石市都市計画マスタープランとの整合を図り、景観法第8条に基づく計画として策定します。

本計画は、本市の景観の特性や課題を踏まえ、今後の景観づくりの方向性や指針を明らかにするとともに、景観形成基準や景観重要建造物・景観重要樹木の指定など、景観法に基づく諸制度を含む諸施策を総合的に示すものです。また、農業や観光、歴史・文化等の関連する計画や各種事業の実施等との連携を図りながら、実効性のある取り組みを推進する役割を担っています。

2) 景観計画の対象(景観法第8条第2項第1号)

市民、事業者、行政が協働して景観づくりに取り組むため、本計画の対象(景観計画区域)は、黒石市全域とします。

図 黒石市景観計画の位置づけ

